

子育て世代の父親等に関する政党アンケート

(課題1) 産後の父親への支援について

我が国における女性の産後うつは産後1ヶ月で15.1%、3~6ヶ月で11.6%であると報告されており(Tokumitsu et al, 2020)、重要な保健対策事項の一つです。健やか親子21(第2次)においても基盤課題A「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」の一環として、産後うつの予防対策推進が述べられており、このコロナ禍においてもその対策が模索されています。一方、産後うつは母親に限った話ではないことが明らかとなってきております。最近行われた父親の産後うつのメタアナリシスによると、我が国で調査された結果も含め産後3~6ヶ月で9.23%と最も高くなっていることが報告されており(Wen et al, 2020)、我が国のみで調査されたNishimuraら(2015)の報告でも、男性の産後うつは産後4ヶ月で13.6%であったと報告されています。これらの背景から成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(厚生労働省,2021)では父親のメンタルヘルスケア対策が明記されるようになりました。

世界的に見ても産後の父親のメンタルヘルス対策に関する重要性が言われつつある中、我が国においても同様の状況であり、その対策はまさに早急に対応しなければならない課題であると考えます。

しかし、母親については産前産後のケアにおいて根拠となる母子保健法が確立されていますが、産後の父親支援については法的根拠が示されておりません。

ファザーリング・ジャパンでは、母子保健法に産後の男性への支援を追記する、もしくは他の法律で産後の男性への支援を追記する及び立法することが必要ではないかと考えます。フィンランドのネウボラのように、母子への支援だけではなく、妊娠、出産、子育てにおいて家族を支援できるような法的な整備及び体制作りが必要ではないでしょうか。

そこで、産後の父親への支援について、貴党の見解をお伺い致します。

質問	回答
1-1)現在の産後の父親への支援については十分だとお考えですか？	<ul style="list-style-type: none"> ①十分 ②十分ではないが、現状で満足すべき ③多少改善すべき ④大きな課題だと考えている
1-2) 産後の父親への支援の法的根拠をどこに求めますか。	<p>(自由記述)</p> <p>適切な保健指導や支援が提供されるよう、対策の強化について検討して参ります。</p>
1-3) 産後の母子だけでなく父親を含めた家族を支援できるような法的な整備及び体制作りをどのようにお考えですか。	<p>(自由記述)</p> <p>従来の子育て支援策を抜本的に拡充するとともに、非婚化・晩婚化の進展が少子化に及ぼす影響を踏まえ、若い世代に対する結婚・出産支援策を強化し、希望する人が安心して出産、子育てができる社会を実現します。</p>
1-4) 上記貴党の政策を衆議院選公約・マニフェストなどとして国民に「確約」いたしますか？	<ul style="list-style-type: none"> ①確約する ②確約する方向で検討する ③確約できない

- Tokumitsu K, et al.(2020). Prevalence of perinatal depression among Japanese women: a meta-analysis. Ann Gen Psychiatry, 19, 41.
- Wen-Wang Rao, Xiao-Min Zhu, Qian-Qian Zong, Qinge Zhang, Brian J Hall, Gabor S Ungvari, Yu-Tao Xiang.(2020). Prevalence of prenatal and postpartum depression in fathers: A comprehensive meta-analysis of observational surveys. J Affect Disord. 263, 491-499.
- Akiko Nishimura, Yuichi Fujita, Mayumi Katsuta, Aya Ishihara, Kazutomo Ohashi. (2015). Paternal postnatal depression in Japan: an investigation of correlated factors including relationship with a partner. BMC Pregnancy and Childbirth, 15, 1-8.

(課題 2) 両親学級の展開について

2025年までに男性育休取得率30%目標（昨年5月に閣議決定した新たな「少子化対策大綱」）の実現に向けて、来年度からは、「出生時育児休業」（男性版産休）の新設を含んだ男性育休取得を促す改正育児・介護休業法が施行されますが、ファザーリング・ジャパンでは、欧州のように父親になる前に必要な情報や経験が出来る両親学級を第一子妊娠中の配偶者を持つ男性に受講を強く促すことが大切であると考えており、「男性育休の推進強化と産前講座の受講はセット」を強く勧めています。

「少子化社会対策大綱」では(男性の家事・育児参画の促進)で『男性が、妊娠・出産の不安と喜びを妻と分かち合うパートナーとしての意識を高めていけるよう、両親学級等の充実等により、父親になる男性を妊娠期から側面支援する。』とありますが、現在、「妊娠中の保健指導(母親学級や両親学級を含む)において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市区町村の割合」は50%前後(健やか親子21)で、これから子を迎える男性に必要な情報や経験が行き渡るには程遠い環境です。

また、現行の両親学級において講義形式では「父親の役割」が、演習形式では「赤ちゃんの抱っこ」「父親の妊婦体験ジャケットの着用」「衣服の着脱」「おむつの交換」といった内容が90%以上となっており(足立,2020)、「男性が、妊娠・出産の不安と喜びを妻と分かち合うパートナーとしての意識を高めていける」ための側面的な支援としては不十分であると考えられます。

さらに、ファザーリング・ジャパンが実施した「2歳以下の乳幼児をもつ父親母親への産前講座に関する全国調査」によると、働いているプレパパ・プレママが多い令和時代では、働いている職場または職場近くの地域で受講できる環境整備が必要であることが明らかとなりました。現在、厚生労働省と共催で「企業版両親学級」を試行(<https://fathering.jp/news/news/20201120-01.html>)していますが、自治体や病院での両親学級だけでなく、企業でも両親学級を展開することで、内容も多様化し、産前の多様な夫婦への支援になると考えます(<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/5th/sidai/pdf/jinzai/02/02.pdf>)。今後企業の規模や地域差に関わらず、全国に広く展開していくにあたっては国の支援が必要です。

そこで、両親学級の展開について、貴党の見解をお伺い致します。

質問	回答
2-1)現在、自治体や病院で行われている両親学級で、十分だと思われますか？	①十分 ②十分ではないが、現状で満足すべき ③多少改善すべき ④大きな課題だと考えている

<p>2-2) 自治体の行っている両親学級では、子を迎える男性に必要な情報や経験が行き渡らない現状について、その課題と対応策をどのようにお考えですか。</p>	<p>(自由記述)</p> <p>孤立化しがちな妊産婦に、適切な保健指導や育児支援が提供されるよう、対策の強化を求めます。</p> <p>男性が女性の補助としてではなく、ともに家庭的責任を担う立場で家事や育児に参加する権利を持つことを明確にします。</p>
<p>2-3) 「企業版両親学級」を中小企業も含めて全国で展開していく促進施策をどのようにお考えですか。</p>	<p>(自由記述)</p> <p>男女ともに育休中の賃金補償を実質100%とする雇用保険法改正を実現します。</p> <p>男性を含め一定期間の育児休業の付与を事業主に義務化します。育児休業の代替要員確保を支援することなどにより、男性の育児休業取得率向上を目指します。</p> <p>育休を取得する場合の社会保険料免除制度を改善します。</p>
<p>2-4) 上記貴党の政策を衆議院選公約・マニフェストなどとして国民に「確約」いたしますか？</p>	<p>①確約する</p> <p>②確約する方向で検討する</p> <p>③確約できない</p>

引用参考文献

・足立安正 (2020). 市区町村における出産前教育の実態～父親の育児参加を促す取り組み～. 摂南大学看護学研究, 8(1), 55-62.

(課題3) 男性の育児休業について

2021年6月に育児・介護休業法の改正が国会で成立し、2022年4月から新しい制度が開始となります。このような法改正によって、男性の育児休業についてはこれまでよりも改善する可能性はあると思います。一方で、2020年度で男性の育児休業取得率は12.6%、さらに取得した男性のうちの約3割が5日未満という状況です。今後も、男性の育児休業が浸透していくには時間がかかるのではないかと危惧します。改正法では、大企業に対し、育児休業の取得状況（主に取得率）についての公表義務も課せられますが、ファザーリング・ジャパンでは、それに加えて、男性の育児休業の数値目標、取得期間の公表や、女性活躍推進法における一般事業主行動計画を参考に、男性育休推進においても行動計画の策定を事業主に求めるなどさらなる推進施策も必要であると考えます。そこで、男性の育児休業取得を促す取り組みについて貴党の見解をお伺い致します。

質問	回答
<p>3-1)2022年施行の改正法も含め、現在の男性育休推進施策で十分だとお考えですか？</p>	<p>①十分</p> <p>②十分ではないが、現状で満足すべき</p> <p>③多少改善すべき</p> <p>④大きな課題だと考えている</p>
<p>3-2)これまで男性の育児休業取得を促すような法改正をしてきたにもかかわらず、取得率/取得日数がなかなか向上しない理由は何だと考えますか。</p>	<p>(自由記述)</p> <p>男性が育休を取得することへの抵抗感などのアンコンシャスバイアス(無意識の偏見、思い込み)や長時間労働などの働き方、また、育休制度の不備や育休中の収入減少などさまざまな</p>

	<p>要因が考えられます。</p>
<p>3-3)さらに男性の育休取得および取得後の支援を進めていくために、国や自治体、企業などの事業主に対して、どのような政策が必要だと貴党は考えますか。 具体的な数値や時期についてもご開示ください。</p>	<p>(自由記述)</p> <p>自治体や企業との理解・連携が必要と考えます。 男性が女性の補助としてではなく、ともに家庭的責任を担う立場で家事や育児に参加する権利を持つことを明確にします。 男性の育児休業取得促進、各種ハラスメント対策、「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見、思い込み）」への対応等については、自主的な取り組みに委ねるだけでなく、国の方針としての政策誘導等、必要な措置を講じます。 男女ともに育休中の賃金補償を実質100%とする雇用保険法改正を実現します。男性を含め一定期間の育児休業の付与を事業主に義務化します。 育児休業の代替要員確保を支援することなどにより、男性の育児休業取得率向上を目指します。 育休を取得する場合の社会保険料免除制度を改善します。 自治体と連携し、特区などモデル事業を通じて、育メン・域メン（イクメンを通じた地域活動）、育ジイ（孫の育児に積極的に取り組む祖父）を増やします。</p>
<p>3-4)上記貴党の政策を衆議院選公約・マニフェストなどとして国民に「確約」いたしますか？</p>	<p>①確約する ②確約する方向で検討する ③確約できない</p>

(課題4) 子育てとポストコロナの働き方の変化について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、日本でもリモートワーク切り替えなどが進み、働き方が大きく変化致しました。一方で、リモートワーク導入については、感染症拡大の前と後で働き方が変わっていないと感じている分野もございます。

実際、パーソル総合研究所「新型コロナウイルス対策によるテレワークへの影響に関する緊急調査」によれば、従業員1,000人超の企業ではテレワーク実施率が4割前後ですが、100人未満の企業では1割程度となっています (<https://rc.persol-group.co.jp/thinktank/research/activity/data/telework-survey5.html>)。

都道府県別では、テレワーク実施率4割を超えるのは東京都のみで40の都道府県は1割以下となっています (<https://rc.persol-group.co.jp/thinktank/research/assets/telework4-2.pdf>)。

また、「令和2年通信利用動向調査報告書（企業編）」によれば、テレワークの導入状況の推移を産業分類別にみると令和2年では情報通信業が9割超である一方、運輸業やサービス業では3割程度と差が顕著です。

(https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/pdf/HR202000_002.pdf)

さらに、株式会社ワークライフバランスにおける「デジタル実践議員の取組みアンケート2021」によれば、テレワーク7割を国民に求めているながら、国会議員はITリテラシーが低く、紙資料を好む傾向が強いこ

とが分かっており (https://work-life-b.co.jp/20210826_14347.html)、官僚の働き方がそうした国会議員に振り回されている実態もファザーリング・ジャパンでは見聞きしてきました。

そこで、デジタル庁の創設やDX推進の中、ポストコロナ時代の働き方について、貴党の見解をお伺い致します。

質問	回答
4-1)ポストコロナ時代の働き方の変化について、国としての支援は十分だと考えますか？	<p>①十分</p> <p>②十分ではないが、現状で満足すべき</p> <p>③多少改善すべき</p> <p>④大きな課題だと考えている</p>
4-2)国会議員のデジタル化が進まない現状について貴党はどのように考えておられますか。具体的な今後の施策や行動計画についても記載ください。	<p>(自由記述)</p> <p>行政手続きを原則として電子申請に統一し、手続きをネットで完結できるようにし、行政手続きにおける添付書類の削減にとり組みます。IT技術等の進展にも留意しつつ、国民の利便性向上と行政の効率化に向けて取り組みます。</p>
4-3)テレワークについて、コロナ禍における働き方に対応するための一時的な推進に留まらず、ポストコロナ時代の働き方を全国的に推進するため、どのような政策が必要だと貴党は考えますか。	<p>(自由記述)</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大で浮き彫りになったデジタル化の遅れに対応するため、企業に変革を促す優遇策を整えます。デジタルトランスフォーメーション(DX)を進めるための設備投資やソフトウェアの研究開発にかかる費用について、法人税から控除できるようにします。</p> <p>クラウドシステムを通じてデータを共有することで新たなサービスの立ち上げや業務の効率化につなげる企業を支援します(但し、自国製クラウドを優遇)。</p> <p>研究開発にかけた投資額を法人税から控除できる研究開発税制の拡大も盛り込みます。</p> <p>どこでもギガを気にせずネットを利用できるよう、全国の駅前や飲食店など、人が集まる場所の無料Wi-Fiスポットの設置を支援します。</p> <p>以上のような取り組みを通し、先端技術を、物流や介護など、あらゆる産業や社会生活に取り入れ、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会「ソサエティ5.0」を実現します。</p>
4-4)上記貴党の政策を衆議院選公約・マニフェストなどとして国民に「確約」いたしますか？	<p>①確約する</p> <p>②確約する方向で検討する</p> <p>③確約できない</p>

(課題5) 配偶者に関する扶養制度について

平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法が施行され、その後平成27年9月4日には女性活躍推進法が施行されました。「男女共同参画白書令和3年版」によれば令和2年度の男性雇用者と無業の妻から成る世帯数は571万世帯ですが、一方雇用者の共働き世帯数は1240万世帯と、およそ2.2倍となりました。

35年前の1985年男女雇用機会均等法が施行された当時は、前者は720万世帯、後者は952万世帯でした。今日のわが国では、共働き世代の世帯数が多数を占めるようになり、働く女性の増加傾向はなお続いています。

このような状況を受けて働く環境等を巡る法整備は進んできました。それでも前提となる社会情勢が大きく変わったにもかかわらず、社会保障においては現状に即した根本的な改正が行われていません。とりわけ被用者年金加入者の配偶者の扶養を巡る問題は、一般的に130万円の壁と言われ（大企業においては106万円）、年収をあえて130万円を下回るように調整する人が多数存在します。このことにより、わが国は貴重な労働力とその機会をみすみす失っているとも言えます。一方で、自営業者などの国民年金加入者（第一号被保険者）の配偶者には扶養という仕組みがなく、その配偶者自身が被用者となっていない場合は第一号被保険者として国民年金の保険料を負担しているという実態があります。

また、健康保険料についてみると被用者本人や国民健康保険の加入者は個人で保険料を負担しているのに対し、健康保険加入者の被扶養者は保険料の負担が一切ないにも関わらず保険給付を受けられており、社会保障の公平性の見地から考えて、問題があるといえるのではないのでしょうか。

今後高齢社会がさらに進んでいく中で、増え続ける社会保障費の財源をどう調達するかは大きな課題です。保険は世代間扶養が原則ではあるものの、一方で保険料では賄えず税金が投入されている中で、その負担を子どもたち世代に先送りすることについて、私たちは問題意識を持っています。また、配偶者を扶養とする場合、制度上は性別に関わらず扶養とすることができますが、実際には妻が被扶養者となるケースが多く、そのことにより夫が主たる稼ぎ手にならざるを得ず、大黒柱というプレッシャーから多様な働き方が選択しづらい現状もあります。

そこで、現行の社会保障制度について、特に配偶者に関する扶養制度について、貴党の見解をお伺い致します。

質問	回答
5-1) 現状の社会保障制度や国の施策、法制度は適正なものと考えますか？	①十分適正 ②適正ではないが、現状で満足すべき ③多少不適正 ④不適正
5-2) 5-1 で不適正とお考えの場合、具体的な問題、課題をどのように認識していますか。	(自由記述) 社会保障制度の充実・安定化を図ることで将来不安を軽減し、「現役世代も高齢者も安心して消費できる社会」をつくりま す。
5-3) 5-2 で具体的な問題、課題の認識を示されている場合、どのような改革案をお考えますか。	(自由記述) 社会保障制度の充実・安定化を図ることで将来不安を軽減し、「現役世代も高齢者も安心して消費できる社会」をつくりま す。
5-4) 社会保障制度について、特に被扶養者における受益と負担の関係性について、貴党の政策をより具体的に（数値や時期などの定量的な要素を含め）お示しください。	(自由記述) 社会保障の充実・安定化を図り、将来世代に過度な借金を押しつけないことが基本です。 世代間公平に配慮しつつ、重点化と効率化によって、子どもから高齢者にわたる、持続可能な社会保障制度を構築します。 社会保障制度の充実・安定化により将来不安を軽減します。 子育て支援、雇用の安定、老後の安心など、生活の不安を希望に変える「人への投資」により、可処分所得を増やし、消費を

	<p>活性化します。</p> <p>医療・介護・障害福祉等にかかる自己負担の合計額に上限を設ける「総合合算制度」を創設します。</p> <p>世代間公平とともに最低保障機能を強化した新しい基礎年金制度への移行を検討し、現役世代、将来世代を支えます。持続可能な制度を設計するためにも、経済財政の将来推計を客観的に行い、統計をチェックする「経済財政等将来推計委員会」を国会に設置します。</p>
5-5) 上記貴党の政策を衆議院選公約・マニフェストなどとして国民に「確約」いたしますか？	<p>①確約する</p> <p>②確約する方向で検討する</p> <p>③確約できない</p>

(課題6) 子どもの遊ぶ権利（特に遊び場）を守るための取り組みについて

新型コロナウイルス禍の中、特に都市部では子供を運動させる場所が制限され激減しており、子供の健康問題（精神面、肉体面）が危惧されています。国連が1989年に「子どもの遊ぶ権利」を提唱しているように、遊ぶことは子供の重要な権利ですが、都市化や騒音問題などから以前より公園からの子供の締め出しや制限（特にボール遊びの禁止）は厳しくなる一方でした。そしてコロナ禍で多くの子供たちは自宅に閉じ込められ、自由に遊び権利を失ってしまっています。

私たちは、子供がのびのびと遊ぶことは子どもの成長において最も大事なことのひとつと考えています。特にコロナ禍で子供達が遊ぶ場所を失ってしまっていることに強い危機感を抱いており、子供の遊ぶ権利を守る取り組みについて貴党の見解をお伺い致します。

質問	回答
6-1) 現行の都市整備計画を含め、現状の行政や施策、法制度でも子どもの遊び場を守ることに十分だとお考えですか？	<p>①十分</p> <p>②十分ではないが、現状で満足すべき</p> <p>③多少改善すべき</p> <p>④大きな課題だと考えている</p>
6-2) 具体的な問題や課題、その原因は何でしょうか。	<p>(自由記述)</p> <p>家庭の経済力や保護者の就労環境によって生じる「週末の経験」の格差などの問題と考えます。</p> <p>子どもの権利条約第31条に『遊ぶ権利』があります。子どもの成長にとって、友人と遊ぶことは重要なことです。</p> <p>コロナ禍により、行き過ぎた行動制限を場当たりに繰り返すだけでは子どもの心身への弊害が広がります。科学的な知見に基づいた現実的なコロナ対策を提案します。</p>
6-3) 貴党がお持ちの子どもの権利を守る（特に遊ぶ権利）政策をより具体的に数値や時期などの「定量」を含めてご開示ください。	<p>(自由記述)</p> <p>豊かな人間社会の回復のためにコロナ感染防止として、子ども達の自宅無料予備検査の拡充や小児に適用できる治療薬の開発の促進を提案します。</p> <p>また、放課後子ども教室や学童クラブ、NPOにおけるコンテ</p>

Fathering Japan

父親であることを楽しもう

	<p>ンツの充実や、バウチャーチケットによる美術館や野外体験、祭事への参加等、社会的処方への財政支援や人員増強に取り組めます。</p> <p>そして、一番大切なことは子どもの目線に立って、子どもにとって最良の環境をつくることであり、子ども達の意見を聞くことです。</p>
6-4) 上記貴党の政策を衆議院選公約・マニフェストなどとして国民に「確約」いたしますか？	<p>① 確約する</p> <p><input checked="" type="radio"/> ② 確約する方向で検討する</p> <p>③ 確約できない</p>